

「施設・事業利用定員審査部会」の設置について

1 趣 旨

- 豊田市子ども条例第29条第3項において、豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項各号の事務を行うこととされている。
- 子ども・子育て支援法第77条第1項第1号及び第2号で、市は、特定教育・保育施設（保育所、認定こども園等）及び特定地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業等）の利用定員の設定に関し、合議制の機関を置き、意見を聞くこととされている。
- この事項を専門的に審議するため、「施設・事業利用定員審査部会」を設置したい。

2 設置根拠及び審議事項

	設置根拠	主な審議事項
施設・事業利用定員 審査部会	◎子ども・子育て支援法 第77条第1項 市町村は、次に掲げる事務（利用定員の設定など）を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努める。	○保育所、幼保連携型認定こども園の 利用定員 を定めるときの意見 ○家庭的保育事業等（小規模保育事業、事業所内保育事業等）の 利用定員 を定めるときの意見
	◎豊田市子ども規則 第23条第1項 推進会議は、必要に応じて、部会を置くことができる。	
児童福祉審議会	◎児童福祉法 第8条第1項 中核市に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置く。	○家庭的保育事業等の 認可 をするときの意見 ○保育所の設置の 認可 をするときの意見
	◎豊田市子ども条例 第28条第5項 推進会議には、児童福祉に関する合議制の機関として、豊田市児童福祉審議会を置く。	
こども園 幼保連携型認定 審議会	◎認定こども園法 第25条 中核市に、幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置く。	○幼保連携型認定こども園の設置の 認可 をするときの意見
	◎豊田市子ども条例 第28条第6項 推進会議には、幼保連携型認定こども園に関する合議制の機関として、豊田市幼保連携型認定こども園審議会を置く。	

3 部会の委員

- 「施設・事業利用定員審査部会」の審議事項は、児童福祉審議会及び幼保連携型認定こども園審議会の審議事項と内容が類似することから、これらの審議会の委員と同一としたい。

【施設・事業利用定員審査部会委員】

	委員区分	所属団体等	役職等	氏名
1	各種団体	豊田市私立幼稚園協会	市対策委員	武田 洋子
2		豊田市私立幼稚園保護者の会連合会	会長	那須 千歳
3		豊田市こども園保護者の会	副会長	山村 佳織
4		豊田市母子保健推進員の会	副会長	竹中 美智子
5		豊田市私立こども園園長 (社会福祉法人清心会 東保見こども園)	園長	福上 道則
6		児童養護施設梅ヶ丘学園	施設長	中屋 浩二
7	学 識 経験者	椋山女学園大学	教授	大森 隆子
8		日本赤十字豊田看護大学	教授	野口 眞弓

4 その他

- 豊田市子ども規則第23条第6項の規定により、部会の議決をもって推進会議の議決とする。
- 委員の加除、改選（充て職を除く）があるときは、豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議において、部会の設置について再度協議する。
- 平成27年度の開催スケジュールは以下のとおり。
 - 1 1月18日（水）
児童福祉審議会 …小規模保育事業者の選考
 - 3月中旬（同日開催）
児童福祉審議会 …小規模保育事業の認可
幼保連携型認定こども園審議会 …認定こども園の認可
施設・事業利用定員審査部会 …認定こども園、小規模保育事業の利用定員

【参考】豊田市子ども規則第23条

- 1 推進会議は、必要に応じて、部会を置くことができます。
- 2 部会に属する委員は、会長が推進会議の意見を聴いて指名します。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により決めます。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会の調査審議の経過や結果を推進会議に報告します。
- 5 部会は、その調査審議に必要があると認めるときは、委員以外の人に出席を求め、説明や意見を聴くことができます。
- 6 推進会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項第1号及び第2号に掲げる事務を処理するに当たって部会を置いたときは、その部会の議決をもって推進会議の議決とすることができます。
- 7 第19条の規定は、部会の会議について準用します。

上記のとおり、施設・事業利用定員審査部会を設置してよいか。